

答申 情第37号

平成29年1月26日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開（不存在）決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年4月19日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成28年3月4日付け資産第276号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開（不存在）決定（以下「本件処分」という。）については、結論において妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1)平成28年2月21日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、相模原市長の資産等の公開に関する条例（平成7年相模原市条例第32号。以下「資産公開条例」という。）の規定により資産公開された相模原市長が所有する特定土地3件の面積と固定資産税課税標準額との関係の分かる計算式について、公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、当該土地の固定資産税の課税標準額の計算は、電算処理で実施しており、個別の算出式は作成していないため存在しないとの理由により、平成28年3月4日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書非公開（不存在）決定通知書を送付した。
- (3)平成28年3月22日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年4月19日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、意見書及び審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

電算処理するには人間が計算式をコンピュータに命令しないと計算はできない。機器が勝手に計算するものではない。担当者がどんな計算式で計算しているか分からないはずはない。

私が聞いているのは公開された資産であり、この資産の計算が資産税課の担当者から送られた計算式では計算できないので公開を求めたものである。これがデタラメと言うことは公文書虚偽記載に該当し犯罪行為である。

4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となっている公文書について

実施機関は、対象となっている公文書について、資産公開条例第5条第2項の規定に基づき閲覧した資産等報告書のうち、特定土地3件に係る面積と固定資産税の課税標準額との関係を示した計算式が記載された文書と

特定した。

(2) 非公開（不存在）とした理由

土地の固定資産税の課税標準額の計算は、固定資産税システム（以下「システム」という。）に現況地目、間口、奥行等の課税するに当たって必要な情報を担当職員が入力し、課税標準の特例や負担調整措置等を踏まえた所定の計算方式に沿って一括電算処理をすることで行っており、個別の土地に係る算出式は作成しておらず、また、当該システムにおいては、個別の土地に係る算出式を出力する機能は有していない。

なお、仮に当該文書が存在していたとしても、個人の所有する土地に係る固定資産税に関する情報については、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当するものであり、また、同条第6号に規定する「法令」すなわち地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の定めるところにより公にすることができないと認められる情報に該当することから、非公開とすべきものである。

5 審査会の判断

(1) 土地に係る固定資産税の計算について

土地に係る固定資産税の計算は、地方税法等の規定に基づいて行われている。

「固定資産評価基準」（昭和38年自治省告示第158号）等により地目や地積を認定し、公示価格や売買実例などを考慮した鑑定評価に基づく固定資産税路線価等を基に土地の価格を決定する。この価格から、地方税法に規定された様々な負担軽減措置に則り、課税標準額が算定され、算定された課税標準額に税率を乗じ、税額を算出するという手順である。

(2) システムについて

実施機関においては、短期間に大量の課税計算を行う必要があることから、システムによる電算処理を行っている。

システムでは、現況地目、評価路線、間口、奥行等の当該土地の基礎的な情報を入力することにより必要な計算が行われ、その結果として一筆ごとの価格及び課税標準額が登録された全件情報が作成され、これを基に賦課のための帳票等が作成される。

当初課税においては個別の画面確認は行わないが、入力内容を変更する場合等には、端末機での入力後、画面表示された修正内容を反映した計算結果を確認し、個別に確定処理を行っている。

(3) 対象となっている公文書の不存在について

実施機関は、土地の固定資産税の課税標準額の計算については、システ

ムにおいて課税標準の特例や負担調整措置等を踏まえた所定の計算方式に沿って一括電算処理をすることで行っており、個別の土地に係る算出式は作成しておらず、また、当該システムにおいては、個別の土地に係る算出式を出力する機能は有していないため、対象となっている公文書は存在しないと説明している。

当審査会が当審査会事務局職員をして調べさせたところ、システムには、端末機の画面において算出式を表示する機能はなく、また、算出式を印刷する機能を有していないことを確認した。

したがって、システムから個別の算出式を出すことはできないとの実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

しかしながら、本件請求内容が、特定土地3件の面積と固定資産税課税標準額との関係の分かる計算式であること、また、個別の土地の固定資産税納税義務者への課税説明では、その求めに応じ職員が個別に資料を作成して行う実態があると実施機関から説明があったことからすると、実施機関が対象となる公文書をシステムから出力したものに限定したことは、公文書の特定として十分であるとは認められない。

(4) 条例第7条第1号該当性について

ア 同号本文該当性について

実施機関は、仮に当該文書が存在していたとしても、個人の所有する土地に係る固定資産税に関する情報については、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当し非公開とすべきである旨主張していることから、同号該当性について検討する。

同号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

本件請求の対象となっている公文書は、個人が所有する土地に係る情報であり、これは所有者の個人の資産に関する情報であって、同号に規定する個人情報に該当するものと認められる。

イ 同号ただし書ア該当性について

異議申立人は、資産公開条例の規定に基づき公開された資産について、その計算の正しいことを確認したい旨主張している。

同号ただし書アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公

にされ、又は公にすることが予定されている情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

資産公開条例の規定に基づく資産公開については、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成４年法律第１００号）第７条の規定に基づき、国会議員の資産等の公開の措置に準じて講じられたものであり、一定の情報については、個人情報であってもその範囲において公開する趣旨であると考えられるところ、土地の面積と課税標準額との関係を示す計算式については含まれていないものである。

このため「条例の規定により」「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらず、同号ただし書アに該当しない。

（５）条例第７条第６号該当性について

実施機関は、同条第６号該当性についても主張しているが、既に上記のとおり同条第１号に該当することから、同条第６号該当性について判断するまでもない。

したがって、文書の特定が十分とは認められないものの、改めて本件処分を取り消す意味はないため、本件処分において本件対象文書を非公開とした決定については、結論において妥当であると認められる。

なお、本件請求については、個人を特定した請求であることから、今後同種の請求に対しては、条例第１０条に規定する存否応答拒否の該当性についても慎重に検討されたい。

（６）異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

（７）結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非公開（不存在）決定については、結論において妥当であると判断する。

６ 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成２８年 ４月１９日	実施機関からの諮問
５月３０日	実施機関からの理由説明書を受理

6月27日	異議申立人から意見書を受理
8月23日	審議 実施機関からの意見聴取
10月 3日	審議
11月 7日	異議申立人の意見陳述 審議
12月26日	審議

第1部会委員 北原 仁
白井 雅子
伊藤 信吾